

2017年12月29日

Contents

I 特別寄稿

中国企業に対するM&A及び戦略投資の規制緩和

弁護士 森脇 章
北京オフィス顧問 李 加弟

II 中国法令アップデート

- ・企業国外投資管理弁法(意見募集稿)
- ・公平競争審査制度実施細則(暫定)
- ・中華人民共和国不正競争防止法
- ・中華人民共和国標準化法
- ・中華人民共和国電子商務法(草案二次審議稿)
- ・国務院による一部の行政許可事項の取消の関する決定
- ・特許行政法執行及び行政不服審査処理ガイドライン(意見募集稿)
- ・最高人民法院による「中華人民共和国保険法」の適用における若干問題に関する解釈(四)(意見募集稿)
- ・「中華人民共和国薬品管理法」修正案(草案意見募集稿)
- ・不動産登記資料照会弁法(意見募集稿)

III 台湾法令アップデート

- ・「営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則」の改正(BEPS文書化に対応する台湾の移転価格文書化規定の改正)
- ・「食品安全衛生管理法」の改正
- ・「外国専門人材招聘雇用法」の制定
- ・「産業創新条例」の改正

IV 台湾万感

台湾の結婚事情～台北における「婚紗街」及び「喜餅街」～

台湾弁護士 鄭 宇恬

I 特別寄稿

弁護士 森脇 章
北京オフィス顧問 李 加弟

中国企業に対する M&A 及び戦略投資の規制緩和

日本からの対中直接投資は、統計上減少の一途をたどっているが、そのような中で、2017 年 7 月 30 日、一つの大きな規制緩和が実施された。商務部による「『外商投資企業の設立・変更届出管理暫行弁法』の改正に関する決定」(以下、「改正決定」という)の公布がそれである。本稿では、今回の規制緩和の内容とその効用についてまとめた。

一. 改正決定の主な内容

既によく知られている通り、2016 年 10 月、外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法(以下は、「届出管理暫定弁法」という)の施行により、外資参入特別管理措置を実施するプロジェクト(主として、いわゆるネガティブリスト対象プロジェクト)に関係しない外商投資企業の設立及び変更手続きが、従来の認可制から届出制に変更された。しかし、施行当初は、外国企業が内資企業を買収する場合、外国企業が中国の上場会社に投資する場合には届出管理暫定弁法は適用されない、すなわち、届出制とはならず、依然として認可制が維持された。今回の改正決定により、この外国企業による内資企業を買収、上場会社への戦略投資の実施についても、届出管理暫定弁法が適用されることとなった。具体的には、以下のとおりである。

1. 合併・買収、吸収合併等の方式により、非外商投資企業が外商投資企業になる場合は、それが届出制の範囲に属する(=外資参入特別管理措置を実施するプロジェクトに関係しない)限り、届出制を適用する(改正決定第 1 条)。
2. 外国投資家が非外商投資企業である上場会社に対して戦略投資を行う場合、それが届出制の範囲に属する限り、証券登記決定機構において証券投資前または登記後 30 日以内に届出手続きを行い、設立申告表に記入し報告することをもってたりる。外商投資の上場会社が新たな外国投資家の戦略投資を受け入れた場合、それが届出制の範囲に属する限り、証券登記決定機構において証券登記前または登記後 30 日以内に届出変更手続きを行い、変更申告表に記入し報告することをもってたりる。届出が完成した後、戦略投資の届出情報に変更が生じた場合も、証券法および関連規定が要求する情報開示義務者が情報開示義務を履行した日から 5 日以内に届出変更手続きを行うことをもってたりる。(改正決定第 3 条)

以上のほか、外商投資企業の届出変更手続きに関する提出書類に関する改正(改正決定第 4 条)や、外国会社の持分権を買収対価の支払手段とする場合に関する改正(改正決定第 5 条)なども、改正決定には盛り込まれているが、上記の 2 点に絞って検討する。

二. 内資企業の合併・買収等の届出制化の影響

上記の通り、外資による内資企業の合併・買収等においても、原則として、商務部門における認可が不要とされ、届出をもって足りることとされた。このことによる影響は、主として次の 2 点である。

1. いわゆる「時短」

まず、当然のこととして、総認可制から原則届出制に変更することにより、行政手続きに要する期間が大幅に短縮された。改正前においては、実際に認可申請を行ってから認可が得られるまでの期間のみならず、事前準備の期間をも考慮しておく必要があった。すなわち、確定契約の署名等をやり直すことのないよう、通常、正式申請の前に、あらかじめ商務部門に対して確定契約書等のドラフトを事実上提示し、修正すべき点がないかどうか確認を求め、その後に正式に申請を行うことが多く、地域差もあるが、保守的にみて 1 ヶ月程度の余裕をもって行うことを望ましいともいわれていた。しかし、届出管理暫定弁法では、商務部門は 3 営業日以内に届出を完了しなければならないとされており、従来の審査認可制度に比べて政府手続きの所要期間が大幅に短縮されることになった。

2. 契約自由の原則の一層の拡充

上記の通り、従来の認可制においては、合併・買収に係る各種確定契約（持分譲渡協議書、増資協議書、合併契約並びに合弁契約及び定款等）も認可審査の対象文書として提出が必要とされていた。そこで、審査の担当官が、経験したことのない条項を含む書類があると、都度説明を求められたり、甚だしい場合は、（特にその条項が売主たる国内資本株主や対象会社たる内資企業にとって不利であると考えた場合に）その条項の撤廃を示唆されたりすることが少なからず存在した。このような実務は、当事者に一種の萎縮的效果を与えることとなり、確定契約の諸条件に関する当事者同士の交渉においても、そのような状況に陥る可能性のある条項については、強く相手に要求できず、事前に断念せざるを得なくなる事態が散見された。その結果、中国国内企業同士の買収・合併（もとより商務部門の認可は不要）においては昨今当然のように認められることでも、外資による内資企業買収において認められない（または先例がないとしてあらかじめ断念してしまう）ことが多々存在した。そのような条項は、やや特別な種類株の発行を許容する規定、コールオプションなどのオプションを付与する規定、譲渡対価の支払いに関する特別条項、譲渡対価調整条項など枚挙にいとまがない。このような規定については、十分なバーゲニングパワーと商務部門との折衝のための十分な時間が与えられている案件や買収案件に習熟した担当官による審査が期待できる大都市における案件であれば、事前に地ならしを行った上で相手を説得し、条項を勝ち取っている例もあるが、そうでないケースも少なからず存在した。

今後は、少なくとも商務部門の担当官への折衝に要する時間と労力、またそれが不奏功となり認可が得られないリスクなどを考慮する必要が基本的になくなり、契約自由の原則が一層拡充され、外資が当事者として対等に契約交渉に臨めるようになったといえる。

3. 実際の実務

中国における認可制から届出制への規制緩和は、様々な分野、省庁において見られるところ、中には届出制に移行した後も、実質審査を事実上行い続け、改革前と実務において大きな変化が見られないという事態に陥っているものも散見されるが、届出管理暫定弁法における外国からの対中直接投資に係る届出制移行については、概ね良好に推移しているものと思われる。すなわち、例外はあるものの、多くのケースでは、真に届出を行うのみで手続きが進み、市場秩序監督管理部門（旧工商行政管理部門）における登記を経て、トランザクションが迅速にクローズするようになってきているといえる。

三. 中国国内上場企業に対する戦略投資

1. 外資による中国国内上場企業に対する資本参加の方法

まず、周知のとおり、外国投資家による中国国内上場企業（特に、A 株上場企業を意味する。以下、単に「上場企業」という）への資本参加については、現在、主に二つの方法があるとされる。即ち、一つは、適格国外機

関投資家(QFII 及び RQFII)による投資の方法であり、もう一つは、後述する「外国投資家による上場会社への戦略投資管理弁法(以下、「戦略投資規定」)に基づく方法である。

	適格国外機関投資家	戦略投資家
定義	中国の国内証券に投資する者として中国証券監督管理委員会の認可を受けた国外の機関投資家	比較的長期にわたり一定割合の株式を保有し続ける戦略的パートナーとしての投資家
制限	上場企業 1 社に対する一つの適格国外機関投資家の持分保有比率は 10%以下 上場企業 1 社に対する全部の適格国外機関投資家の株式保有比率は 30%以下	初回投資完了時で持分保有比率は 10%を下回らない 取得した A 株株式は取得日から 3 年以内での譲渡禁止
M&A への適否	上記の制限があるため、M&A という目的を達成するためには、適さない。	より M&A 向けの制度といえる。

以下では、戦略投資規定に基づく資本参加の方法を中心に検討する。

2. 戦略投資規定の概要、実例及び届出制による影響

1) 主な関係法令及びその経緯

戦略投資規定に基づく投資についてはこれまで下記の法令が交付され、また検討されてきた。

時間及び部門	法令	位置付け及び役割
2005 年 12 月 31 日(商務部、中国証券監督管理委員会、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家外貨管理局)	戦略投資規定	国有企業の株式改革を進めていく中で、外国投資家による A 株上場会社への直接投資について、法的根拠を明確に与えた規定。当時としては、画期的なものであった。
2006 年 2 月(中国証券登記決算有限公司)	外国戦略投資家による A 株証券口座の開設等の関連問題に関する通知	実務的に、外国投資家による A 株証券口座の開設に関し、不明確な点があり、実務上問題が生じていたため、これを解決するべく規定された。この規定をきっかけに、外国投資家が国内上場会社の買収等の取引に関与するようになった。
2013 年 9 月 27 日(商務部)	外国投資家による上場会社への戦略投資管理弁法(改正)(意見募集稿)	当時、戦略投資規定の改正が検討されたものの、実現しなかった。

2) 要件(戦略投資規定第 6 条及び第 13 条)

上記の通り、戦略投資規定は 2005 年制定のままであるが、一部において上記の意見募集稿の内容が実務に投影されている。

項目	要件
投資家の資金力	①国外における正味資産総額が1億米ドルを下回らないこと、もしくは管理する国外における正味資産総額が5億米ドルを下回らないこと または、 ②その親会社の国外における正味資産総額が1億米ドルを下回らないこと、もしくは管理する国外における正味資産総額が5億米ドルを下回らないこと
戦略投資でできる投資家の主体	外国会社(親会社)は、その100%の資本を保有する国外子会社(投資家)を通じて戦略投資を行うことができる、としていわゆるSPC(特別目的会社)を通じた投資等が可能とされている。 (さらに、上記意見募集稿においては、①外国会社がその国外にある子会社もしくは国内に設立した投資性会社を通じるか、または②これらの子会社と一緒に戦略投資を行うことができる、と規定し、投資家の投資主体の組み合わせについて、より柔軟な考えが示されており、現在の実務は実際にはこの規定に沿って行われている。)
他の要件	法に基づき設立し、経営する外国法人またはその他の組織で、財務が安定し、信用が良好で、かつ成熟した管理経験を有すること。健全な管理体制(内部統制)を有すること及び3年以内に国外管理監督機関から重大な処罰を受けていないこと等。 直近3年以内に国内外の監督管理機構の重大な処罰を受けていないこと(その親会社を含む)。

3) 手続き

上記の通り、規定は2005年制定の戦略投資規定のままであるが、今回の改正決定により、一部を読み替えて理解する必要がある。具体的には以下の通りである。

A: 特定の投資家に対する新株発行方式による戦略投資

- ① 上場会社の董事会において、特定の投資家を対象とする新株発行及び会社定款の変更案の決議を採択する。
- ② 上場会社の株主総会において、特定の投資家を対象とする新株発行及び会社定款の変更案の決議を採択する。
- ③ 上場会社において、特定の投資家と新株発行・引受の契約を締結する。
- ④ 上場会社において、商務部に届出を行うとともに証券監督管理委員会(証監会)での審査確認を行う。
- ⑤ 上場会社において、市場秩序監督管理部門において変更登記を行う。

B: 協議による譲渡方式による戦略投資

- ① 上場会社の董事会において、特定の投資家との協議譲渡方式による戦略投資の実施についての決議を採択する。
- ② 上場会社の株主総会において、特定の投資家との協議譲渡方式による戦略投資の実施についての決議を採択する。
- ③ 譲渡者は、投資家と株式譲渡協議書を締結する。
- ④ 投資家は、商務部門に届出を行う。
- ⑤ 証券取引所に対して株式譲渡確認手続きを、証券登録決済機構に対して登記名義書換手続きを行い、かつ中国証監会に届け出る。
- ⑥ 上場会社は、市場秩序監督管理部門において変更登記を行う。

4) 投資家の資金力、保有量、比率についての制限の事実上の緩和措置

上記のとおり、戦略投資の場合、投資家の資金力(1億及び5億)、初回投資完了時の株式保有比率(10%以上)及び取得した株式の一定期間の譲渡禁止(3年)等の制限が存在している。しかし、実務においては、今回の改正決定以前から、上記の制限について緩やかに運用している例が散見された。

A: 投資家の資金力について緩和した実例

MKCP VC Investment(Mauritius) I Ltd.、Rich Fields Energy Limited 及び Sinoenergy Holding Limited による長春百貨大樓集団株式会社(株券コード:600856)の株式取得(2015年2月5日)¹

外国投資家	MKCP VC Investments(Mauritius) I Ltd.(モーリシャス) Rich Fields Energy Limited(バージン諸島)
投資家の資金力	MKCP VC Investments(Mauritius) I Ltd. 2013年末の正味資産:2677万米ドル Rich Fields Energy Limited 2013年末の正味資産:831.09万米ドル

B: 株式保有割合の制限に関し緩和した実例

NEW POPULAR TECHNOLOGY CO.,LTD. による浙江省星星瑞金科技株式会社(株券コード:300256)の株式取得(2015年6月26日)²

外国投資家	NEW POPULAR TECHNOLOGY CO.,LTD.(ブルネイの会社)
株式取得比率	8.51%

SILVER GLOBAL LIMITED 及び Guotai Junan Fiancial Holdings Limited によるハルビン工業大学ハイテク技術産業開発株式会社(株券コード:600701)の株式取得(2016年4月29日)³

外国投資家	SILVER GLOBAL LIMITED(香港の会社) Guotai Junan Fiancial Holdings Limited(香港の会社)
株式取得比率	SILVER GLOBAL LIMITED 3.25% Guotai Junan Fiancial Holdings Limited 0.85%

C: 譲渡禁止期間に関し緩和した実例

MKCP VC Investment(Mauritius) I Ltd.、Rich Fields Energy Limited 及び Sinoenergy Holding Limited による長春百貨大樓集団株式会社(株券コード:600856)の株式取得(2015年2月16日)⁴

外国投資家	MKCP VC Investments(Mauritius) I Ltd.(モーリシャス) Rich Fields Energy Limited(バージン諸島) SINOENERGY HOLDING LIMITED(バージン諸島)
株式取得比率	MKCP VC Investments(Mauritius) I Ltd. 10.64% Rich Fields Energy Limited 2.81% SINOENERGY HOLDING LIMITED 0.59%
株式の譲渡禁止期間	MKCP VC Investments(Mauritius) Ltd. 36か月 Rich Fields Energy Limited 36か月

¹ <https://www.chinaventure.com.cn/cmsmodel/news/detail/297358.shtml>

² http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhppublic/G00306207/201507/t20150714_280968.htm

³ http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhppublic/G00306207/201605/t20160505_296915.htm

⁴ http://www.csrc.gov.cn/pub/zjhppublic/G00306207/201503/t20150304_269412.htm

SINOENERGY HOLDING LIMITED 12 か月

* 本件は、各外国投資家に対して、それぞれ異なった譲渡禁止期間を設定し、その内バージン諸島における SINOENERGY HOLDING LIMITED につき、法定の 3 年を短縮し、12 か月の期間を設定した。

上記の通り、実務においては、外国投資家の資金力、株式保有比率及び譲渡禁止期間に関する法定基準を緩和して認可している実例が存在していた。

5) 届出制への変更による影響

上記のような緩和例については、若干注意が必要である。というのは、今回の規制緩和は認可制から届出制への変更のみであり、投資家要件、保有比率、譲渡禁止期間等に関する規定について変更が加えられたわけではないからである。加えて、認可制の下であれば、法定条件を緩和するものであっても、認可が得られたことによりそれを適法と解する余地があった(いわば、認可により特例が与えられたと解する余地があった)が、届出制の下ではどうであろうか。名実ともに届出制として形式的審査しかなされていなければ、法定条件を緩和した取引が適法と解釈される余地は、以前より狭まることが懸念される。市場秩序監督管理当局における登記時の審査や証券取引所における届出などが実質的なチェックを行っている手続きであるとして適法化できるのか、今後の実務を見ていく必要があると思われる。

とはいえ、内資企業の合併・買収同様、改正決定に基づく届出制への変更により、投資家と上場会社との間の契約や投資家と譲渡者との間の契約について、交渉の自由度が高まることが予想されるほか、手続きの簡素化や所要時間等の短縮も予想され、活性化策としては大いに意義があると思われる。

四. 外資による新三板登録企業に対する戦略投資

1. 新三板登録予定企業による割当増資

外商投資企業も、新三板(株式の店頭登録制度)⁵の登録が可能であるため、新三板登録予定の企業は、外国投資者への割当増資が可能である。実際、外国投資家が新三板登録予定企業による割当増資を引き受けている例も多数存在する。

2. 新三板登録企業による割当増資

新三板の外資政策については、原則として、取引所及び上場会社の関連規定に基づいて行われる⁶。従って、外国投資家が既に新三板で登録している内資企業に対して戦略投資をしようとする場合には、外国投資家による上場会社に対する戦略投資規定等の規定に従うべきこととなる。つまり、上記「三」において述べた外国投資家要件、当初保有比率、譲渡禁止期間などの制限が新三板登録企業についても適用される。逆に、その条件に従っていれば、自由にできてよさそうである。しかし、実際の実務はそうはなっていないようである。新三板登録前にすでに外資が参入し、外資が参入している企業として新三板登録を行い、その後当該外資が増資を引き受けた、という例は存在するものの、純粋内資企業たる会社について新三板登録後に外資が増資を引き受けたという例は、筆者が把握している情報による限り、存在しないようである。2017 年 7 月現在、新三板登録企業が 10,000 社を超えるといわれる中で、かかる実例が存在しないのは、事実上の外資制限であるともいえる。今後、改正決定に基づく規制緩和を契機として、新三板に係る規定の整備を通じて、外資による新三板登録企業への増資引き受け事例が増えることを願いたい。

⁵ 「新三板」とは、ベンチャー等中小企業向けの株式の店頭公開制度のことである。最近の動向については、拙著「新三板の概要・現状・利用可能性」(BTMU 中国月報 138 号(2017 年 7 月号))をご参照いただきたい。<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/117070101.pdf>

⁶ 全国中小企業株式譲渡システム関連問題に関する国务院の決定/国务院關於全国中小企業股份転讓系統有關問題的決定第 6 条

まとめ

対中投資における頭痛の種は、殆ど常に、外国為替管理規制と撤退の困難さにあるといえる。規定自体はそのままであっても、契約の自由度が増し、プットオプションを規定したり、譲渡価格の調整条項を設けたり、支払い方法について特別な条件を付したりすることができれば、リスクを極小化できる場合が増える。

認可制から届出制への変更により、日本企業を含む外国企業による内資企業の合併・買収の活性化には有効な規制緩和であり、また、外国企業にとって中国国内上場株式を含む公開株式の取得に向けての道が大きく開けたといえよう。

(本稿は、「BTMU 中国月報第 142 号(2017 年 11 月号)」に掲載されたものを、同行の許可を得て再掲するものです。)

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

<対外投資管理>

企業国外投資管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 国家発展改革委員会は、「一帯一路」政策等を受け、中国企業による国外投資に関する「簡政放権(行政手続の簡素化、権限の委譲)」を推進し、中国企業による「走出去」(外国進出)を後押ししている。

本弁法はかかる背景から、2014年5月施行の「国外投資プロジェクト審査認可及び届出管理弁法」をベースとしつつ、中国企業が国外投資を行う場合に国家発展改革委員会に対して行う審査認可・届出についてさらなる簡易化を図るものである。

本意見募集稿においては、上記弁法において定められている3億米ドル以上のプロジェクトに関する情報報告制度が取り消されているほか、審査認可・届出申請の手続が簡易化されている。また、審査認可・届出の完了のタイミングについて、現行の弁法では投資主体が最終的な法的拘束力を有する文書を締結するまでに審査認可・届出に関する通知書を取得しなければならないとされているところが、投資プロジェクトの実施までに取得すればよいものと緩和されている。

(意見募集期間:2017年11月3日~12月3日)

[原文] [企业境外投资管理办法\(征求意见稿\)](#)

公平競争審査制度実施細則(暫定)

[ポイント] 本細則は、「独占禁止法」等に基づき、中国発展改革委員会、商務部等の当局が合同で公布した。具体的には、行政機関等の作成する規則や規範性文書等について、公平競争を阻害する効果がないことを担保するために、行政機関や法律等の授権により公共事務の職能組織が、市場参入許可、産業発展、資本誘致、入札、政府調達、経営行為の規範、資質基準等の市場主体経済活動の規則、規範性文書、その他政策措置を制定しようとする場合、まず本細則に従い「公平競争審査」を行い、市場競争の影響評価を行い、審査に通過した場合に限り公布することを認めるという手続を規定するものである。

2017年10月23日公布、同日施行

[原文] [公平竞争审查制度实施细则\(暂行\)](#)

附件: [公平竞争审查制度实施细则\(暂行\)](#)

中華人民共和国不正競争防止法

[ポイント] 本法は、1993年に制定された現行の不正競争防止法(以下、「現行法」という。)に対する初めての改正法である。本改正の大きな目的の一つとして、独占禁止法及び商標権との間に生じていた交差を解消することがあり、国営企業等や行政権力による購入強制等(現行法6条、7条)、不当廉売(現行法11条)、抱き合わせ販売(現行法12条)等の独占禁止法において規制されるべき事項、商標権の侵害(現行法5条1号)等の商標法において規制されるべき事項が削除された。また、本改正法においては、不正競争行為該当性の判断

において、消費者の利益も加味すること示され、事業者の利益よりも、公共の利益に重みを置くという姿勢がより一層明確にされた(2条2項)。

本法においては、個別の不正競争行為として、商品の混同を惹起する行為(6条)、商業賄賂(7条)、虚偽宣伝(8条)、営業秘密侵害(9条)、景品付販売行為(10条)、業務信用棄損行為(11条)、インターネット上の不正競争行為(12条)が規定されており、そのうちインターネット上の不正競争行為については、インターネットの普及により大幅に増加したEC取引における取引の安全を保護するために本改正により新設されたものである。

ここでは、特に関心が高いと思われる商業賄賂に関する改正につき、詳細に紹介する。

本改正においては、現行法においては不明確であった商業賄賂の成立範囲につき、受手側の対象を規定することで明確にしている(7条1項各号)。具体的には①取引の相手方の従業員、②取引の相手方が関連業務を委託している単位(中国において、「単位」とは、法人、機関、組合などを指す概念である。)若しくは個人、③職権又は影響力を利用して取引に影響を与える単位若しくは個人、が受手側の対象と規定され、②、③の取引関係の第三者をも含まれることが明記された。注目すべきは、①の「取引の相手方の従業員」の関係で、取引の相手方の「企業」が外れた点である。これにより、従前まで商業賄賂に当たる可能性があるとされていた、メーカーから販売店へのインセンティブの提供などが、帳簿に適切に記載される限りにおいて(事業者の帳簿記載義務は残っている(7条2項))、違法ではなくなる可能性があり、施行後の運用に注視する必要がある。なお、本改正においては、9月に発表された二次審議稿改正草案においては受手側に含まれていた国営企業が削除されているが、これは国営企業の従業員を排除するものではなく、国営企業と民間企業を同等に扱うという姿勢を示したものであると思われる。なお、従前から商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定3条において、従業員の商業賄賂行為は事業者の行為と解釈される旨が示されていたものの、本改正ではその点が明記され、事業者は、証拠により当該従業員の行為と事業者の取引の機会又は競争の優位を図ることが無関係であることを証明しなければ、その責任を逃れることができないとされた(7条3項但し書き)。

最後に、本改正では、監督検査部門の権限を大幅に拡大させており、不正競争行為の疑惑がある事業所への現場調査、資料の閲覧や複製、不正競争に関連する財物の差押などの強制措置権限を認め(13条)、それらを妨害した個人及び事業者に対し、罰金及び公安による治安処罰が科される可能性がある(28条)。一方で、違反行為が軽微であると判断された場合又は即時に修正した場合には、行政処罰を処さない場合もある(25条)ことが明記され、企業として同法違反に早急に対応することがより一層重要になったといえる。

2017年11月4日公布、2018年1月1日施行

[原文] [中華人民共和国反不正当竞争法](#)

中華人民共和国標準化法

[ポイント] 中国では2016年3月から現行の「標準化法」の改正案が公表されていたが、本法はパブリックコメント募集を経て正式に公布された。大きなポイントとしては、(1)標準が再分類され、国・地方行政が定める標準(国家標準、業界標準、地方標準)と社会团体・企業が定める標準(団体標準、企業標準)という区分が定められ(新たに団体標準が追加された)、(2)強制標準の整理統合・簡素化が進み、強制標準は国家標準のみとし、業界標準および地方標準の強制標準は廃止された、(3)企業が製品競争力を向上させるため、企業標準の自主的な制定を奨励し、企業の「自己申告制」を新設した等が挙げられる。ただ、現時点において、国家基準(GB)でも相当数存在するため、今後どのように調整等がなされていくのか注目を要する。

2017年11月4日公布、2018年1月1日施行

[原文] [中華人民共和国標準化法](#)

<電子商取引>

中華人民共和国電子商務法(草案二次審議稿)

[ポイント] 本稿は、現在、様々な法令に散見されている電子商取引に関する規定をまとめて取り入れたものである。第1回目の草案に比べて、主に、電子商取引の運営主体に関する定義の見直し、電子商取引プラットフォーム運営者の責任の強化等の変化点が見られる。本稿によれば、電子商取引の運営主体は、① 自らウェブサイトを立ててネット販売を行う電子商取引経営者(例えば、自社のホームページで自社製品を販売する会社)、② 仮想店舗のスペースを提供する電子商取引プラットフォーム運営者(例えば、TMALL)、及び③ ②を通じて仮想店舗を運営するプラットフォーム内の電子商取引経営者(例えば、TMALL で出店する者)という三つの形態に分類されている。そのうち、最もよく利用され、トラブルが生じやすい②の電子商取引プラットフォーム運営者の責任に関して、プラットフォームの出店者に関する情報を確認・更新し、工商局・税務局へのこれらの情報を提供すること、消費者による出店者の商品又はサービスの口コミの投稿ができる方法を確保し、消費者の口コミを削除してはならないこと、出店者が他人の知的財産権を侵害していることを知り又は知り得た場合に必要な措置を取る等の責任を強化した。また、本稿は、電子商取引に係る電子契約の成立要件、目的物の引渡、オンライン決済等についても定めている。

(意見募集期間:2017年11月7日~11月26日)

[原文] [中華人民共和国電子商務法\(草案二次審議稿\)](#)

<行政許可>

国務院による一部の行政許可事項の取消に関する決定

[ポイント] 本決定は、国務院の所属部門の行政許可事項 40 項及び中央政府が地方に実施させている行政許可事項 12 項を取り消すものである。中国では行政による許可事項が多すぎるにより経済効率に対する悪影響が生じていることが従前より問題視されており、「簡政放権(行政手続の簡素化、権限の委譲)」が推進されており、2000 年代に入ってから国務院の所属部門の行政許可事項について大幅な削減が進められているが、本決定もその流れを継ぐものといえる。

今回取り消された行政審査認可事項のうち、外国企業・外商投資企業との関係では、これまで商用暗号管理条例及びその関連規定により必要とされていた、外商投資企業による外国暗号化製品の使用に関する許可、外国組織及び個人による中国での外国暗号化製品の使用に関する許可が廃止された点が注目される。

すなわち、これまでは中国への出張者が暗号化ソフトウェアをインストールしたコンピュータ等を中国に持ち込む際には事前に暗号化製品の使用許可証を取得しておく必要があると解されていたところ、今後はかかる使用許可証の取得が不要となった。ただし、商用暗号管理条例に基づく外国暗号化製品の輸入許可は廃止されておらず、今後はかかる輸入許可による管理を強化する方針とされている。今後、商用暗号管理に関する取り締まりの実務にどのような変化が生じるかについては引き続き注意を要する。

2017年9月22日公布、同日施行

[原文] [国務院关于取消一批行政许可事项的决定](#)

<知的財産>

特許行政法執行及び行政不服審査処理ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、特許行政法執行における特許業務管轄部門の行政行為に不服がある場合の救済手段の一つとなる行政不服審査の請求、審理に関する手続等を定めたものである。主に、行政不服審査法に基づいて、行政不服審査の対象となる行政行為の範囲、行政不服審査の請求手続・審理機関、審理の手続・審理の結果等に関する内容が具体的に定められている。

また、行政不服審査の対象外の行政行為もあるため、ご注意ください。例えば、よく利用される行政ルートによる

特許侵害紛争の処理において、特許業務管轄部門が行った決定(特許権の侵害・非侵害等に関する決定)に不服がある場合、行政不服審査を請求できず、直接に裁判所に行政訴訟を提起することになる。

(意見募集期間:2017年9月25日～10月25日)

[原文] 專利行政執法行政復議辦理指南(征求意见稿)

附件: 專利行政執法行政復議辦理指南(征求意见稿)

最高人民法院による「中華人民共和國保險法」の適用における若干問題に関する解釈(四)(意見募集稿)

[ポイント] 本司法解釈は、保險法の解釈を定めた4本目の司法解釈である。本司法解釈は、保險法のうち財産保險契約部分(第48条～第66条)を対象としており、具体的には、保險契約の当事者の権利義務の承継、保險目的の危険度が増加した場合の認定基準、保險代位求償権、責任保險の請求に関する認定、責任保險の訴訟時の時効の起算点等について定めている。財産保險を規律する重要な法令であるため、引き続き今後の立法動向に注目されたい。

(意見募集期間:2017年9月29日～10月20日)

[原文] 最高人民法院關於適用《中華人民共和國保險法》若干問題的解釋(四)(征求意见稿)

<医薬品>

「中華人民共和國藥品管理法」修正案(草案意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿の最大な変更のポイントは、北京・上海等の一部の都市でテスト運営されている医薬品市販承認取得者制度(「MAH 制度」)を中国全国に導入すると定めることである。現在、中国では、上記の一部のテスト地域を除き、医薬品の市販権は、医薬品メーカーが医薬品の生産許可とセットで取得するものであり、医薬品メーカー以外の者による市販権の取得は認められていなかった。今後、医薬品の市販権と生産許可が切り離され、医薬品メーカー以外の者(例えば、医薬品の R&D 機関・開発者)も市販権を取得できるようになる。市販権を取得した者は、医薬品の安全性、有効性及び品質管理等について責任を負うことを前提で、自ら、又は資格を有する医薬品メーカー、医薬品販売会社を通じて、医薬品の生産・販売を行うことが可能になる。MAH 制度は、R&D 機関・開発者の医薬品の改良、開発に対する意欲を増進し、医薬品の商品化を容易にする制度として、注目が集まっている。

(意見募集期間:2017年10月23日～10月30日)

[原文] 《中華人民共和國藥品管理法》修正案(草案征求意见稿)

不動産登記資料照会弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、不動産登記資料の照会に関する手続き等を定めた法令である。不動産登記資料は、従前、比較的簡単に誰でも手に入れることのできた時期もあったが、近年入手の要件が運用上厳格しており、今回これを法令上明確化する方針となっている。不動産登記資料は、企業買収、ファイナンス、訴訟等の様々な文脈で有用なことがあるため、今後具体的にいかなる要件・手続きのもと不動産登記資料を入手できるのか立法動向が注目される。

(意見募集期間:2017年11月14日～12月9日)

[原文] 不動產登記資料查詢辦法(征求意见稿)

◆【上海自由貿易試驗區関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若 林 耕
台湾弁護士 吳 曉青
台湾弁護士 鄭 宇恬

最新台湾法令の解説

<税務>

「営利事業所得税に係る通常の処理に適合しない移転価格審査準則」の改正(BEPS 文書化に対応する台湾の移転価格文書化規定の改正)

〔ポイント〕OECD は、各国で問題視されることの多い多国籍企業による低税率国等への利益移転による租税回避に対応すべく、「税源浸食と利益移転(BEPS)」プロジェクトを立ち上げ、主要 15 項目を定めた BEPS 行動計画に従った検討を行っている。このうち行動 13「移転価格文書化の再検討」について、OECD は 2015 年に、「移転価格文書化及び国別報告書の実施に関する指針」を公表し、より税務執行の透明性を高めるために各国で共通的に導入を推奨する移転価格文書化(「国別報告、マスターファイル、ローカルファイル」の三層構造の移転価格文書作成)の提言を行った。本改正は、同指針に基づき、台湾における移転価格文書化規定である移転価格審査準則を変更し、現行も存在する移転価格報告(ローカルファイル)以外に、更にマスターファイル及び国別報告(Country by Country Report)の作成までを移転価格文書化制度として導入している。本改正により、指定された条件に該当する多国籍企業グループに対しては、税務当局にマスターファイル及び国別報告提出することが義務付けられた。マスターファイルには、企業グループ全体のグローバル事業内容、グループ内の移転価格設定ポリシーなどを含む必要がある一方、国別報告では企業グループのメンバー等に関する内容等、改正前の報告内容に比べて多くの内容を開示しなければならない。

(2017 年 11 月 13 日に公布、21-1~22-1 条及び 33 条 3 号は 2017 年度より施行するほか、その他の条文は同日施行)

〔原文〕 [營利事業所得税不合常規移轉訂價查核準則](#)

<食品安全>

「食品安全衛生管理法」の改正

〔ポイント〕本改正は、食品安全に関する責任追及及び緊急対応という面の法制度を徹底する目的で、食品業者に対し、製品の原材料、半製品及び完成品に係るソース(出所)に関する書類を主管機関が定める保存期間において保存する義務を課するものである。食品業者が当該書類保存義務に違反し、主管機関に期限以内の是正を命じられたにもかかわらず是正しなかった場合、主管機関は 3 万~300 万台湾ドルの過料を科すことができる。更に、違反の事情が重大である場合、主管機関は(一定期間の)営業停止を命じ、又は食品業者の登録を廃止することができる。

(2017 年 11 月 15 日に公布・施行)

〔原文〕 [食品安全衛生管理法](#)

<労務>

「外国専門人材招聘雇用法」の制定

[ポイント]本法は、外国のハイレベル人材について台湾でのビザ等の手続や長期滞在のための条件等を緩和することで、ハイレベル人材の積極的な確保を図ろうとするものである。同法によれば、外国専門人材とは、①就業服務法第46条1項1号～6号の職業に従事する者、②専門知識又は技術を有する短期補習塾の教師であり、ビザ申請、居留、健康保険等につき現行体制より有利な優遇措置が適用されるようになった。また、「外国専門人材」においても、主務機関が指定する科技・経済等分野の特別専門知識を有する者は「外国特定専門人材」とされ、更に台湾に必要な高級専門人材は「外国高級専門人材」として特別に区分され、それぞれ更に有利な優遇措置等を受けられるようになる。例えば、「外国特定専門人材」の就業許可及び居留期限並びに延期申請の最長期間は三年から五年になり、就業許可、居留ビザ、外僑居留証、再入国許可を含むいわゆる「就業ゴールドカード」の申請もできるようになった。一方で「外国特定専門人材」及び「外国高級専門人材」にも該当しない通常の「外国専門人材」についても、就職活動のために台湾に滞在する場合、三か月の停留ビザの申請ができるという優遇がある。また、永久居留者に適用されていた「毎年183日間台湾滞在義務規定」は廃止され、配偶者及び未成年子女の永住居留の申請条件も緩和された。

(2017年11月22日に公布、施行日は行政院が別途定める)

[原文] [外國專業人才延攬及僱用法](#)

<産業促進>

「産業創新条例」の改正

[ポイント]

本改正ポイントは、台湾の投資環境の活性化及び個人投資家によるベンチャー企業への投資の増加を目的とする税制面での優遇措置拡大である。具体的には、①知的財産権を対価として出資した株主は、当年度の所得税の納付を繰り延べることを選択できるようになった。②有限責任組合の形態で設立された事業の所得について、有限責任組合自体は、10年以内は営利事業所得税が課税されず、有限責任組合員の所得のみに対し課税されるようになった。③個人投資家が設立2年未満のベンチャー企業に100万台湾ドルを2年間投資した場合、当該投資額の50%(上限300万台湾ドル)は所得控除として処理できることになった。

(2017年11月22日に公布・施行、第10、12-1、12-2、19-1、23-2条の施行日は2019年12月31日まで)

[原文] [産業創新條例](#)



台湾の結婚事情～台北における「婚紗街」及び「喜餅街」～

台湾弁護士 鄭 宇恬

昨年、日本卓球選手の福原愛さんが、台湾選手の江宏傑さんと結婚したことは、日本で話題になった。なお、台湾と日本の国際恋愛を描く実話映画も今年公開され、良い評判を得た。日台の国際結婚が珍しくない現在、身近な友人がもしくは自分が台湾で結婚することもあるのではないかと思う。台湾の結婚式や披露宴の準備のため、「婚紗街」及び「喜餅街」を訪ねるのは不可欠である。

「婚紗(ホウン シャア)」とは、ウェディングドレスを指す。台湾では、結婚式の前撮りを「拍婚紗」という。撮影技術やメイクの完成度が高く、個性溢れるロケーションとストーリー性のある写真があり、海外からわざわざ前撮りのために台湾に来る観光客もいるほどである。



台北のブライダル産業の中心地は愛国東路と中山北路の二か所であり、「婚紗街」とも呼ばれている。愛国東路の僅か 300 メートルほどの通りに、20 軒ほどのスタジオが立ち並んでいる。そのすぐ



隣は中正紀念堂であり、重要な観光スポットとして多くの観光客が訪れる。なお、中山北路は約 1 キロメートルに、ほぼ 50 軒のお店が集まっている。お店の前を通るだけでも、店員に「ウェディングドレスを試着してみませんか。」と声を掛けられることはよくある。ウインドーに華やかなウェディングドレスが飾られた婚紗街には、おしゃれな雰囲気が溢れている。歩いてみたら、きっと幸せを感じることができるだろう。

婚紗以外、披露宴のために、「喜餅(シイ ビーン)」も用意しないとイケない。喜餅とは、日本の引き出物のような披露宴参加者に渡すお餅やお菓子である。その由来として、三国時代、孫権は劉備から荊州を取り戻すため、妹の孫尚香に劉備と結婚させるふりをしたが、劉備の軍師である諸葛亮はその企みを見抜き、結婚の証とする龍鳳模様のお餅を民衆に配り、世間に知らせた。結局、孫権の面子を保つため、その結婚が実現された。現在、政略結婚の手段ではなく、喜餅は新郎家から新婦家へ納める結納品として知られている。新婦は喜餅を親戚や友人に渡し、喜びを分かち合うとともに、結婚のことを伝える。

喜餅の種類は、中式の漢餅と洋式のクッキー、二種類がある。伝統的な喜餅は中式漢餅だが、今はおしゃれな手作りのクッキーが人気。二択というわけではないので、「中式と洋式の詰め合わせ」も可能である。



台北において、喜餅のお店が集まっている「喜餅街」は数か所ある。一番有名なのは土林の文林路である。それ以外、忠孝東路五段、中山北路、南京東路などにも多数のお店が立ち並んでいる。選択肢が多く、業者間の競争が非常に激しいのでどの店でもおまけがいっぱい付く。それに、結婚式で使えるような物が多い。例えば、クッキー、式場を飾るぬいぐるみ、結婚式プチギフトなど。なお、どの店でも試食ができ、試供品は必ずもらえる。著者は母と喜餅街に喜餅を選

びに行った際、最初の店から最後の店まで、約 6 軒の店で試食し、お腹一杯になってしまった。更に、台湾で喜餅を購入する際は、購入箱数により異なる割引が適用される。一般的に、30 箱以上を購入したら、割引がある。台湾の結婚式では大人数のゲストを招待するため、100 箱や 200 箱を超えた場合、定価の半分に値下げすることも普通である。

以上

TOPICS

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が公益財団法人公正取引協会主催セミナーにおいて下記の講演を行いました。

「外国競争法研究会」(2017年9月)

「新興国等競争法講座」(2017年11月)

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「〔中国〕日本産等光ファイバー原材料に対する AD 調査における国内産業の代表性及び実質的な損害のおそれ」

(国際商事法務) Vol.45, No.12 (2017))

◆当事務所のアソシエイト、唐沢晃平弁護士が執筆した記事が下記雑誌に掲載されました。

「Trend Eye データ持ち出し規制に注意 中国サイバーセキュリティ法」

(ビジネス法務 2018年1月号)

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://www.amt-law.com/publications/detail/5838>

◆当事務所のアソシエイト、唐沢晃平弁護士が執筆した記事が下記ウェブサイトに掲載されました。

「中国子会社における従業員の不正行為に関する内部調査」

Business Lawyers(弁護士ドットコム株式会社)(2017年12月7日)

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<https://business.bengo4.com/category10/practice704>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。